

## 「薬害に関する資料収集・公開等の仕組み」について 検討すべき論点（案）

### 1 仕組みの必要性、理念

- (1) 薬害再発防止の観点から「薬害に関する資料収集・公開等の仕組み」を設ける必要性・合理性を、あらためてどのように考えるか。
- (2) 資料収集・公開等の仕組みを設けるとした場合、仕組みに最も強く求められる理念は、「過去に起きた薬害の事実を学び、次世代に向けて再発防止に役立てること」（前回検討会の多数意見）としてよいか。
- (3) 「医薬品教育の推進」の理念は、上記（2）と異なる方向性を持つ部分もあると考えられるが、それぞれどの程度の重点（又は優先順位）を置くべきか。

### 2 仕組みが有すべき機能

- (1) 仕組みが有すべき機能として、
  - ① 利用者に体験・実感を提供する機能
  - ② （薬害教材等を契機に）情報を入手したり、知識を深められる機能
  - ③ 資料の散逸防止、アクセス向上機能のうち、いずれに重点（又は優先順位）を置くべきか。
- (2) 上記それぞれの機能において、仕組みの主たる利用者として、どのような者を想定するか。（小学生、中学・高校生、大学生・研究者、医療関係者 等）

### 3 既存の仕組みとの関係

- 仕組みに「情報を入手したり、知識を深められる機能」、「資料の散逸防止・アクセス向上機能」を求める場合における、情報提供・資料保管等に関する既存の団体との役割分担について、具体的にどのように考えるか。

### 4 対象となる資料・情報

#### ① 資料・情報の内容

- (1) 仕組みに「利用者に体験・実感を提供する機能」を求める場合、薬害・医薬品に関する「実物教材」「目で見て触れられるもの」として、具体的に何を想定するか。

- (2) 仕組みに「情報を入手したり、知識を深められる機能」を求める場合、薬害・医薬品に関して提供すべき「情報・知識」として、具体的にどのような情報が考えられるか。
- (3) 仕組みに「資料の散逸防止、アクセス向上機能」を求める場合、①そもそもどこにどのような資料があり、②①のうちどのような資料について散逸防止・アクセス向上を図る必要があるか。

## ② 資料・情報の収集・加工

- 対象となる資料・情報について、どのように収集、整理、教育用資料への加工等を行うか。（実施主体、既存の団体との連携方法等）

## 5 実施形態

- (1) 仕組みの主な機能や利用者を考慮すると、施設（場所）又はウェブのいずれの形態に重点を置くことが望ましいか。
- (2) 「体験・実感の場」の提供は、いわゆる資料館の形態以外にも、多様な取組が考えられるが、具体的にどのような取組が効果的と考えられるか。

## 6 運営主体・運営方法等

- (1) 国、製薬企業、被害者（団体）、その他医薬品関係者は、仕組みの運営に対してどのように関わるべきか。
- (2) 仕組みを長期的に維持していくために、どのような配慮・工夫をしていくべきか。（資金確保、運営体制 等）